

件名	幼稚園での医療的ケア児受入れを可能とするための看護師配置に係る補助金創設について
受付日	令和6年2月13日
ご意見・ご提案の概要	<p>現在、保育所等では医療的ケア児を受け入れる場合、こども家庭庁の「医療的ケア児保育支援事業」を活用することで、配置する看護師の人件費等が補助され、事業者負担なく、受け入れを可能にするための体制を整備することができる。</p> <p>一方、幼稚園には文部科学省の「教育支援体制整備事業費補助金」があるが、1/3が国、2/3が事業者負担であり、これでは受け入れは進まない。</p> <p>そこで、佐賀県等が実施している「県単独の医療的ケア看護職員配置事業費補助金」の創設を提案したい。これは、医療的ケア児が幼稚園に通園する場合に生じる看護師の人件費等に対して、県からの補助を実施するものであり、幼稚園での医療的ケア児受入れを可能とするための看護師配置に係る補助金創設について、岐阜県の考えを教えてほしい。</p>
県の考え方	<p>国の医療的ケア児受入れのための看護師等配置に係る補助金における幼稚園設置者の負担は、保育所や認定こども園に比べ大きく、軽減の必要があると認識しています。</p> <p>全国知事会においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、学校設置者に、医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるようにするための看護師等の配置等の措置を講ずることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る財政措置を一層拡充するよう国に要望したところです。</p> <p>県の補助金創設については、現状では考えておりませんが、今後、幼稚園における医療的ケア児の受入れの実態について情報収集に努めてまいります。</p>
担当課	環境生活部 私学振興・青少年課